

# 一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内



令和元年9月

## CONTENTS

	頁
◆政策協議会及び理事会のご報告	2
◆貨物自動車運送事業者に対する集中監査について	2
◆秋の全国交通安全運動の実施	3
◆秋の全国交通安全運動の実施 三重県重点	4
◆「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」 三重県交通対策協議会	4
◆飲料配送中に貨物が毀損した場合の取り扱い	5
◆ホワイト物流とホワイト経営	6
◆国際海上コンテナ車の特車通行許可なしの運行について	7
◆タンクローリーから給油所への荷卸し時基本マニュアルについて	7
◆積載能力のあるトラクタの自動車税率の引き上げについて	8
◆労働時間等の規制について	9
◆消費税増税に関して	13
◆令和元年度 助成金の申請期限について ご注意	16
◆国交省 低公害車導入助成 受付開始	16
◆クーラー・ヒーター導入助成 《予算残額 1,010万》 9/4現在	16
◆名古屋高速お客様満足度調査へのご協力のお願い	16
◆消費税増額による会館貸出料金及び物品販売料金の変更について	17
◆水害統計調査へのご協力のお願い(県土整備部河川課)	17
◆社員教育用の DVDの貸し出し	17
◆会員様の所在地変更等	17

～～ ご意見ご相談等をお寄せ下さい。 ～～

=====  
=====

一般社団法人三重県トラック協会  
<http://www.santokyo.or.jp>  
TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095



## ◆ 政策協議会及び理事会のご報告

令和元年度第2回政策協議会及び第2回理事会を開催しました。

### ○政策協議会（支部長会）

日 時 令和元年7月3日（水）13：00～  
出席者 小林会長ほか各支部長9名及び専務理事  
事業の推進についてご協議頂きました。



### ○理事会

日 時 令和元年7月29日（月）15：00～  
出席者 小林会長、理事21名、監事1名、青年部1名（オブザーバー）

#### 【トラック協会関係】

- 協議事項 1. 第43回3次近代化融資の推薦について  
申込み分すべて推薦する事が承認されました。  
2. トラックの日の行事について  
10月9日（水）を基軸に各支部で調整し道路清掃を行うことが承認されました。  
3. 令和元年度三重県総合防災訓練について  
10月27日（日）伊賀市及び松阪市で開催予定です。  
4. 危機管理に備えた会館建設等のあり方について  
現在の進捗状況を報告しました。  
5. 全国トラック運送事業事業者大会の参加について  
正副会長及び各支部長に参加をお願いしました。  
6. 女性部会の進捗状況について  
現在の進捗状況を報告しました。  
7. その他

#### 【陸災防関係】

- 報告事項 1. 令和元年度フォークリフト講習等実施状況について  
2. 労働災害発生状況について  
3. 夏期労働災害防止強調運動  
4. フォークリフト運転競技三重県大会結果の報告  
7月6日（土）に開催し 日本通運㈱ 岩田拓也氏が優勝されました。

## ◆ 貨物自動車運送事業者に対する集中監査について

いつも巡回指導にご理解とご協力いただきありがとうございます。

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官から、集中監査を実施することが発表されました。

実施期間 令和元年10月1日（火）から令和元年10月31日（木）まで（1か月間）

対象となる事業者 （1）公安委員会、労働局等から通報のあった事業者

- （2）巡回指導の結果に、次の違反の疑いがあった事業者  
①多くの法令違反がある②点呼、労働時間・休日労働に法令違反がある  
③定期点検、健康診断、社会保険に法令違反がある  
（3）事故や苦情があり、法令違反の疑いがある事業者  
（4）新規許可を受けた事業者で、法令違反の疑いがある事業者  
（5）短期間で事業規模を拡大・縮小されている事業者

#### 重点的に監査される項目

- ・点呼の確実な実施（睡眠不足の確認、アルコール検知器の保守管理等の実施状況）
- ・運転者の勤務時間及び乗務時間に係る改善告示の遵守状況
- ・健康診断、適性診断の実施（受診、受診結果に基づく指導の実施状況）
- ・車両の点検・整備の実施状況
- ・運送約款に係る運賃・料金の届出や、認可申請の有無
- ・健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険の加入状況
- ・運転者に対する指導監督の実施状況

## ◆ 秋の全国交通安全運動の実施

秋の全国交通安全運動が実施されます。会員様各社におかれましても、乗務員様への適切な指導により事故のない安全な運行が行われますよう 安全運動の展開をお願いします。

### 秋の全国交通安全運動

期 間

9月 21日(土)～30日(月) 10日間

#### 1. 安全運行の確保

- (1)事業用トラックにおける事故の半数を占める追突事故を防止するため、国土交通省制作の「トラック追突事故防止マニュアル」および全日本トラック協会で制作した「トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット」を活用し、追突事故防止の徹底を図って下さい。
- (2)全日本トラック協会制作の「トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット」を活用した運転者教育を実施するとともに、横断歩道手前で最徐行または一時停止により、左右をバランスよく安全確認することを徹底させ、交差点左折時の自転車巻き込み事故および右折時の横断歩行者との事故防止を徹底して下さい。
- (3)酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、全日本トラック協会制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した運転者指導を実施し、アルコール検知器を使用した厳正な点呼をおこなって下さい。
- (4)子供と高齢者のそばを通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を行なって下さい。
- (5)夕暮れ時と夜間における歩行者および自転車の交通事故を防止するため、前照灯は早めに点灯し、昼間よりも控えめの速度で走行して下さい。
- (6)乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底して下さい。
- (7)高速道路の事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとり、高速道路での事故防止も徹底して下さい。
- (8)全日本トラック協会制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図ってください。

(9)国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」および全日本トラック協会が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル(改訂版)」等に基づき、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図って下さい。

(10)運転者の休憩または睡眠のための時間および休息のための時間が十分確保されるよう、勤務時間および乗務時間を定めるとともに、運行管理者は運行経路、運行時間、休憩地点を含む適切な運行指示書を作成して下さい。また、運行計画ならびに乗務割の作成を行い、点呼時等においては運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努めて下さい。

(11)全日本トラック協会ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「どう運転」から「かもしれない運転」を心掛けてください。

#### 2. 車両の安全性確保

大型トラックのスペアタイヤ等について昨年10月1日から定期点検が義務付けられたことを踏まえ、「自動車点検整備推進運動」および「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検および定期点検を確実に実施し、不正改造の防止も徹底して下さい。

#### 3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

全日本トラック協会ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等を活用することにより、事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識高揚を図ってください。

**救護義務違反**を伴う交通事故が、事業用自動車で今年 全国で26件発生しています。  
安全教育の際には、事故防止だけでなく事故時の対応なども周知してください

## ◆ 秋の全国交通安全運動の実施 三重県重点

### 【重点項目】

- 子供と高齢者の安全な通行の確保  
と高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中  
・自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトと  
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶



チラシを同封しています

## ◆ 「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」 三重県交通対策協議会

夕暮れ時は交通事故が多発する時間帯です。「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン」で、歩行者や自転車等の早期発見と安全性を確保し、交通事故の抑止を図って下さい。

### 夕暮れ時、ちょっと早めの ライト・オン運動

#### ☆実施期間

10月1日（火）から

12月31日（火）まで

#### ☆推進事項

- (1) 夕暮れ時の早めのライト点灯  
(自動車、二輪車、自転車利用者)

- (2) 反射材の着用推進  
(歩行者、自転車利用者)

#### ◇ 三重県交通安全スローガン

思いやり やさしい心で 走る三重  
～ 気持ち良い 運転マナーの 美し国 ～

令和元年9月30日は、  
「交通事故死ゼロを目指す日」です。



## ◆ 飲料配送中に貨物が毀損した場合の取り扱い

飲料配送中の荷崩れ等により貨物に毀損が生じた場合、毀損範囲の決定や費用負担、廃棄方法等について、運送事業者と荷送人あるいは荷受人との間でのトラブルや、その処理や損害賠償などに関して、一方の当事者の納得が十分得られない形で処理される案件が発生しています。

そうした場合において【標準貨物自動車運送約款に従うとどのように処理すべきか「飲料配送中に発生した貨物の毀損等に関する取扱い（貨物自動車運送事業法に基づく標準貨物自動車運送約款の適用細則）】を国土交通省が定めていますのでご確認ください。

### 1. 飲料配送で貨物毀損が生じた際の 毀損範囲・損害賠償の範囲について

#### (1) 標準運送約款における規定（損害賠償の額）

第47条 貨物に全部滅失があった場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額によって、これを定めます。

2 貨物に一部滅失又は損傷があった場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における、引き渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかったときの貨物の価額との差額によってこれを定めます。 3~5 (略)

#### (2) 飲料配送中に毀損した場合への適用について

##### ① 基本的な考え方

- 個々の商品(段ボールに梱包されている飲料(缶、ペットボトル等))について 個別に毀損の有無/範囲を判断します。
- 損害賠償については毀損範囲に対して発生します。

##### ② 段ボールの外観から中味(缶、ペットボトル等)の毀損の有無・範囲を推定する場合

- 実務においては、段ボールを開けて毀損の有無を、現場で1本1本確認することは、作業効率等の観点からも現実的ではない場合もあります。こうした場合、段ボールをいちいち開けなくても済むように、

(ア) 予め、飲料メーカーと運送事業者との間で共有された判断基準が設けられ、かつ、

(イ) その基準に沿って外観(箱の擦れや折れの程度等)から毀損範囲の推定が行われるという方法も取り得ます。

(参考) 毀損範囲以外の部分も含めて商品を流通させない場合について

- 一方、前述の方法により毀損したと判断された部分(箱単位等)と 毀損していない部分とが、同一のパレット内に混在する場合など、パレットを崩して分別をすると作業効率が損なわれる等の理由から、そのパレットに載っている商品(箱単位)全部をまとめて、流通させないこととする場合もあります。
- こうした判断がされること自体は、効率性等の観点から、ありうるものですが、この場合にも、運送事業者の損害賠償の範囲は、予め共有された判断基準に基づいて推定される毀損範囲となります。

### 2. 運送事業者から損害賠償がされた際の所有権及び廃棄処理費用の扱い

#### (1) 標準運送約款における規定(賠償に基づく権利取得)

第51条 当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。

【参考】民法(明治29年法律第89号)(抄)(損害賠償による代位)

第422条 債権者が、損害賠償として、その債権の目的である物又は権利の価額の全部の支払を受けたときは、債務者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する。

#### (2) 基本的な考え方

毀損しているものとして処理される貨物について、運送事業者から価額全部の賠償がなされた場合には、賠償された貨物の所有権は、運送事業者に移転するのが原則となります。

ただし、その場合も、飲料メーカーにとってブランド信用力を損なうことがないようにする等の理由により、流通が禁止される等の制約が生じることはあります。

#### (3) 上記の(2)以外の扱いについて

- 飲料メーカー側の判断として、ブランド信用力を損なうことがないよう、商品を運送事業者に引き渡すことなく、飲料メーカーが所有権を持つこととする場合があります。
- その場合には、運送事業者からの賠償額を相応に減額(=価額全部の賠償ではない)する(又は、価額全部の賠償がなされた後に飲料メーカーが買い戻す)などとし、その旨を契約で明文化することとなります。

### 3. その他(安全・安定な運送のための荷造り・積付け)について

#### (1)標準貨物自動車運送約款における関係規定 (荷造り)

第11条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に適するよう荷造りしなければなりません。

2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えると認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けことがあります。

(積付け、積込み又は取卸し)

第16条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。 2・3 (略)

#### (2)荷造り

- 飲料パレット積みに際しての包装資材の糊打ちやストレッチフィルム巻きなどの措置については、荷送人においてそれらの要否を判断し、適切に行うことが原則となります。

#### (3)積付け

- 安全・安定な運送のためのシート掛けや固縛等の積付けについては、運送事業者が責任を持ち、約款に沿って行うことが原則となります。

◇詳細は、全日本トラック協会ホームページ

＜新着情報＞ 2019/07/30 飲料配送中に貨物が毀損した場合の取扱いの明確化へ！～「標準 貨物自動車運送約款の適用細則」と「飲料配送研究会報告書」等の公表～(国土交通省)

## ◆ ホワイト物流とホワイト経営

### ◇ホワイト物流とは

トラックの運転者不足が深刻化する中で、今後、中高年層が定年等で大量に離職すること等を踏まえ、従来の「運び方」を見直し、荷主、物流事業者等の関係者が連携し、もっと働きやすい、生産性の高い物流を実現することが急務です。

このため、国交省は経産省・農水省とともに「ホワイト物流」推進運動を展開しています

- [1] トラック輸送の生産性を向上・物流を効率化
- [2] 女性や60代以上の運転者等も働きやすい  
より「ホワイト」な労働環境実現に取組む

深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保し、経済の成長に寄与することを目的とした運動です。

企業は、取組方針、法令遵守への配慮、契約内容の明確化・遵守、運送内容の見直し等を内容とする自主行動宣言の提出・公表・実施を通じて、運動に参加することができます。

### 参加方法

- ①「自主行動宣言」の必須項目への賛同
- ②「ホワイト物流」推進運動の趣旨と「自主行動宣言」に合意し「ホワイト物流」推進の賛同表明をお願いします。賛同企業名は公表されます。

参加の詳細 [ホワイト物流推進運動](#) で検索

### ◇ホワイト経営とは

運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに、必要となる運転者を確保・育成していくことが重要な課題となっています。

このため、長時間労働の是正等の働き方改革に積極的に取り組む自動車運送事業者を求職者に「見える」ようにし、求職者が安心して就職できるようにする「ホワイト経営・見える化」の認証制度を国土交通省が計画しています。

労働時間や休暇制度、柔軟な働き方などの充実、傷病時の所得補償、女性用設備、ハラスメント相談窓口など約90項目での加点点数に応じて☆☆☆3段階で働きやすさを認証し、人材募集に活用できる制度として計画されています。

今年度中の募集開始に向け、今後詳細が発表される見込みです。

### 現在決定している事項

「自動車運送事業者のホワイト経営認証」＝正式名称「運転者職場環境良好度認証制度」認証実施団体「一般財団法人日本海事協会」

具体的な内容やスケジュールが発表されましたらお知らせします。

## ◆ 国際海上コンテナ車の特車通行許可なしの運行について

道路法が改正され 「重要物流道路制度」 が設けられています。

### ■ 「重要物流道路制度」

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として路線を指定したものです。「高規格幹線道路をはじめ、地域高規格道路、直轄国道、空港港湾など物流拠点にアクセスする一般道などから指定」され、今後追加も行われていく予定です。

- ・重要物流道路は、構造基準を(高さ)4. 5mから4. 8mに引上げています。  
(高さ4. 1mの車両に対応)

### ■ 特殊車両通行許可の不要区間と注意事項

- ・重要物流道路のうち、道路構造上支障のない区間(約8割)について、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特殊車両通行許可は不要とする措置が導入されました。
- ・道路管理者が指定した道路を通行する 国際海上コンテナ車(40ft背高)については、特殊車両通行許可を必要とせずに通行できますが、許可不要で通行する際には、ETC2. 0車載器情報を登録の上、下記の書類①か②のどちらかを車両に備え付けることが必要です。

#### < 車両備付け要件 >

- ① 現に運搬しているコンテナに係る機器受渡証(EIR)
- ② ドライバーに対し運搬を指示する書面で、以下の内容が記載されているもの
  - (1)コンテナを輸入又は輸出するための運搬である旨の記載
  - (2)コンテナの搬出若しくは出発、又は搬入若しくは到着の場所及び日時(運送年月日)
  - (3)荷主(送又は受)名
  - (4)コンテナの寸法
  - (5)船積予定港又は揚予定港の名称

### ■ 特殊車両通行許可不要区間の確認は、特殊車両通行許可オンライン申請webサイトをご参照ください。

- ・重要物流道路(約3万5千km)のうち 【高速道路 約12,200km】【直轄国道 約15,000km】  
【地方管理道路 約2,800km (拠点へのラストマイル等)】【合計 約30,000km】が指定されています。

## ◆ タンクローリーから給油所への荷卸し時基本マニュアルについて

タンクローリーから給油所への荷卸し時について、消防法に基づきローリー乗務員及び給油所従業員の相互立ち会い義務が課せられており、また、コンタミ(混油)事故防止についても揮発油等の品質の確保等に関する法律(品確法)にて取り組みが定められています。

コンタミ(混油)の防止のため、タンクローリーから給油所への荷卸し時に立ち会いを行なう際に確認すべき点や手順といった基本事項を取りまとめた 基本マニュアルを経済産業省が策定しています。

タンクローリーの保有がある場合は、WEBにて、このマニュアルをご確認頂き、コンタミ事故の防止に向け一層の取組をお願い致します。

経済産業省 給油所におけるローリー荷卸し時の安全対策マニュアル で検索

## ◆ 積載能力のあるトラクタの自動車税率の引き上げについて

トラクタの自動車税に関して、三重県では、積載能力のあるトラクタの自動車税率についてもけん引車の税率が適用されていましたが、令和2年度よりトラックの税率が適用されます。他府県の課税状況等を鑑みての課税変更が行われるとのことです。

### ・ 積載能力のあるトラクタとは

車体形状が「キャブオーバー」「バン」「コンテナ専用車」「粉粒体運搬車」でトラクタ自体に積載を有するもの

車検証の最大積載量の積載量に記載があり括弧で積載量の記載がない車両です  
該当するトラクタは三重ナンバー営業用車両で約50台です

### ・ 通常のトラクタについては変更はありません。

営業用トラックの自動車税（税率表）

区分			営業用			
ト ラ ク ツ ク	最大 積 載 量	1t以下	通常	75%軽課	50%軽課	10%重課
		1t超 2t以下	6,500	2,000	3,500	7,100
		2t超 3t以下	9,000	2,500	4,500	9,900
		3t超 4t以下	12,000	3,000	6,000	13,200
		4t超 5t以下	15,000	4,000	7,500	16,500
		5t超 6t以下	18,500	5,000	9,500	20,300
		6t超 7t以下	22,000	5,500	11,000	24,200
		7t超 8t以下	25,500	6,500	13,000	28,000
		8t超 1t毎加算	29,500	7,500	15,000	32,400
けん引車	小型自動車		4,700	1,200	2,400	5,100
	普通自動車		7,500	2,000	4,000	8,200
	普通自動車		15,100	4,000	8,000	16,600
被 け ん 引 車	小型自動車		3,900	対象外		
	普通	最大 積 載 量	8t以下			
	普通	最大 積 載 量	8t超 9t以下	7,500		
	普通	最大 積 載 量	9t超 1t毎加算	11,300		
貨 客 兼 用 車	最大乗車定員が4人以上のものについては、貨客兼用車として、上記トラックの税率（この場合の積載量は、最大乗車定員が乗車したときの積載量とする）にその総排気量に応じて下記の額が加算されます					
	総 排 氣 量	1.0t以下	3,700	1,000	1,800	4,100
	1.0t超 1.5t以下	4,700	1,200	2,300	5,200	
	1.5t超	6,300	1,600	3,200	6,900	
	電気自動車	3,700	1,000	対象外	対象外	

改定例) 営業用 初度登録 平成18年9月

車体の形状：キャブオーバー（トラクタ） 定員 2名

最大積載量：13,000Kg ( ) で最大積載量の記載なし

改定前(けん引車・営業用・普通自動車・重課) 16,600円

↓

8t, 1t毎加算

改定後(トラック・営業用・重課・13t以下) 32,400 + (5,100 × 5) = 57,900円

詳しい問い合わせは 三重県自動車税事務所 (TEL 059-223-5042) まで

## ◆ 労働時間等の規制について

労働時間等を管理する上で必要な 時間規制等 をまとめています。

今年からの実施分、今後の実施予定も含め記載しています。

### ◇労働時間の基本

◇週40時間 …… 1週間の労働時間は、休憩期間を除き 40時間 が基本です。(法定労働時間)

◇1日8時間 …… 1日の労働時間は、休憩期間を除き 8時間 が基本です。(法定労働時間)

◇休憩時間 …… 1日の労働時間が6時間を越える場合は45分以上、8時間を越える場合は1時間以上、労働時間の途中に、労働者が自由に使える休憩時間が必要です。

・ 所定労働時間(会社で決める労働時間)は、法定労働時間内となるように定めます。

◇休日 …… 所定労働時間1日8時間の場合、労働5日十休日2日の週休2日となります。

(週休1日の場合、週40時間とするには=1日の所定労働時間は6時間40分となります)

・ なお、法定休日として、週に1回 あるいは 4週を通じて4日の休日が最低必要と法律で定められています。週休2日の場合も法定休日はどの日か特定が必要です。

#### ・ 時間外勤務や休日労働

上記で定められた労働時間を超過する勤務や、休日に労働する必要がある場合、労働者との間で一定の基準が協定してあり、労働基準監督署に届出た場合は、その協定の範囲内で労働可能となります。協定が無ければ時間外勤務や休日労働をさせることは出来ません。(36協定)

#### ※時間外勤務・休日労働等の割増賃金

時間外労働、深夜労働、休日労働等には、割増賃金を支払わなくてはなりません。

賃金計算方法が 運賃出来高、売上げ歩合等に基づく場合であっても、時間外労働、深夜労働、休日労働等に対する割増賃金の支払いが免除されるものではありません。ご注意下さい。

時間外、深夜労働、休日等	時間	割増率
・ 時間外労働(法定内) → 所定労働時間を超え、1日8時間、週40時間以内	→ 割増なし(1倍)	
・ 時間外労働(法定外) → 法定労働時間(1日8時間、週40時間)を超える残業	→ 25%	
・ 法定期労働	→ 法定期労働時間	→ 35%
・ 深夜労働	→ 22:00～5:00の労働	→ 25%
・ 時間外労働+深夜残業	→ 法定期外時間+22:00～5:00	→ 25%+25%=50%
・ 法定期労働+深夜労働	→ 法定期労働時間+22:00～5:00	→ 35%+25%=60%

上記は、原則的な内容にてお示ししています。変形労働時間制、交替制勤務などにより、柔軟に時間設定した働き方もございますので、各社の労働時間対応の詳細については 労務士事務所または労働基準監督署でご確認/ご相談いただきますようお願いします。

**次ページに トラックドライバーの労働時間改善基準と  
働き方改革をすすめるまでの 新しい労働時間規制 を  
記載していますのでご確認ください。**

**トラックドライバー職と、事務職・作業職・運行管理者/整備管理者では、  
異なった労務管理が必要です。 お間違えのないようお願いします。**

## ◇自動車運転者(ドライバー)に適用される労働時間等

ドライバーは仕事の性質上 長時間労働になる事が多いため、労働時間等の改善基準が告示されています。トラックドライバーはこの基準も遵守する必要があります。

- ・拘束時間 … 労働時間と休憩仮眠時間の合計

### ① 1ヶ月の上限 293時間

(労働協定があるときは、1年のうち6ヶ月までは、1年間の拘束が3,516時間を超えない範囲内で320時間まで延長可)

・始業から終業までの拘束時間を1ヶ月間集計して確認します。

### ② 1日 原則13時間 ※ 最大16時間

・15時間超えは1週2回以内が限度です。

このため、片道拘束15時間を越える長距離輸送の往復は週1回しか出来ません。

始業からの24時間が1日のため、この24時間以内に次の勤務が始まる場合、先の24時間が到達するまでの次の勤務は 前日/当日両方の拘束として時間はダブルでカウントします。

- ・休息期間 … 1日(始業からの24時間が1日)の勤務が終わり、次の勤務までの間の、睡眠時間も含む全く自由な時間として

継続8時間以上の休息が必要です。

運転者の住所地での休息時間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。

- ・運転時間

### ①1日の運転は、2日平均で9時間が限度

特定の起算日を含み その前後 各々2日の平均の運転時間を確認し、両方とも9時間を越える場合は違反です。

### ②1週間の運転は2週間平均で44時間が上限

特定の起算日から2週間毎に区切り、1週目の運転時間合計と2週目の運転時間を合計し、平均します。2週平均44時間以内なら良いです。

- ・連続運転時間 … 4時間が限度です

運転開始後、4時間以内 または 4時間経過直後に30分以上の運転離脱が必要です。(1回 連続10分以上かつ合計30分以上であれば分割可能 )

## 拘束時間・休息期間の特例

- ・休息期間の分割

業務上やむを得ない場合に限り、始業からの24時間に、1回が継続4時間以上、合計10時間以上に分割した休息でも可能です。

(一定期間における全勤務回数の1/2が限度)

- ・2人乗務の特例

2人乗務(ベッド付)の場合、1日の最大拘束時間は20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮できます。

- ・隔日勤務の特例

①2暦日の拘束時間は21時間が上限です

②2週間で3回までは24時間が可能です

(夜間4時間以上の仮眠付きが条件)

ただし2週間で総拘束時間は126時間まで。

③勤務終了後、継続20時間以上の休息が必要。

- ・フェリーに乗船する場合の特例

勤務の中途のフェリー乗船は休息期間とします。

この休息は必要な休息時間8時間から減算出来ます。ただし減算後の休息期間は、フェリーライフから勤務終了時までの時間の1/2を下回ってはなりません。

- ・時間外労働／休日労働…左記の拘束時間の上限範囲内で労使協定が必要です(36協定)

・休日労働は、2週間に1回が限度です。

- ・休日の取扱い

休日は休息期間+連続24時間で成立します。なお、いかなる場合であっても連続30時間を下回ってはなりません。2日連続の休日の場合、2日目は連続24時間以上あれば良いです。

- ・適用除外

緊急輸送・危険物輸送等の業務については労働基準局長の定めにより適用除外です。

**働き方改革をすすめる上での 新しい労働時間規制を  
記載しています。下記④は 既に4月から始まっています。**

**① 残業時間の上限規制 … 事務職 作業職 運行管理者/整備管理者等  
一般職に適用 ( ドライバーは除外 )**

**中小企業は 2020年4月～ 大企業は 2019年4月から適用開始**

◎残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間 とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。(月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。)

◎臨時的な特別の事情があって**労使が合意する場合**でも、下記の時間を超えることはできません。

・年720時間以内

\*月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。

・複数月平均80時間以内

\*原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

(休日労働を含む)

・月100時間未満(休日労働を含む)

今回法律で残業時間の上限が定められ、これを越える時間の残業はできなくなりました。

**② トラックドライバーの残業時間の上限規制は 2024年4月～ 開始**

◎2024年4月から 年960時間の残業時間 上限規制が適用されます。

**③ 月60時間を超える残業は、割増賃金率が50%に引き上げられます**

**中小企業は 2023年4月～ 大企業は既に適用中**

**(現在)**

月60時間超の残業割増賃金率

大企業は 50%

中小企業は 25%

**(改正後)**

月60時間超の残業割増賃金率

大企業、中小企業ともに 50%

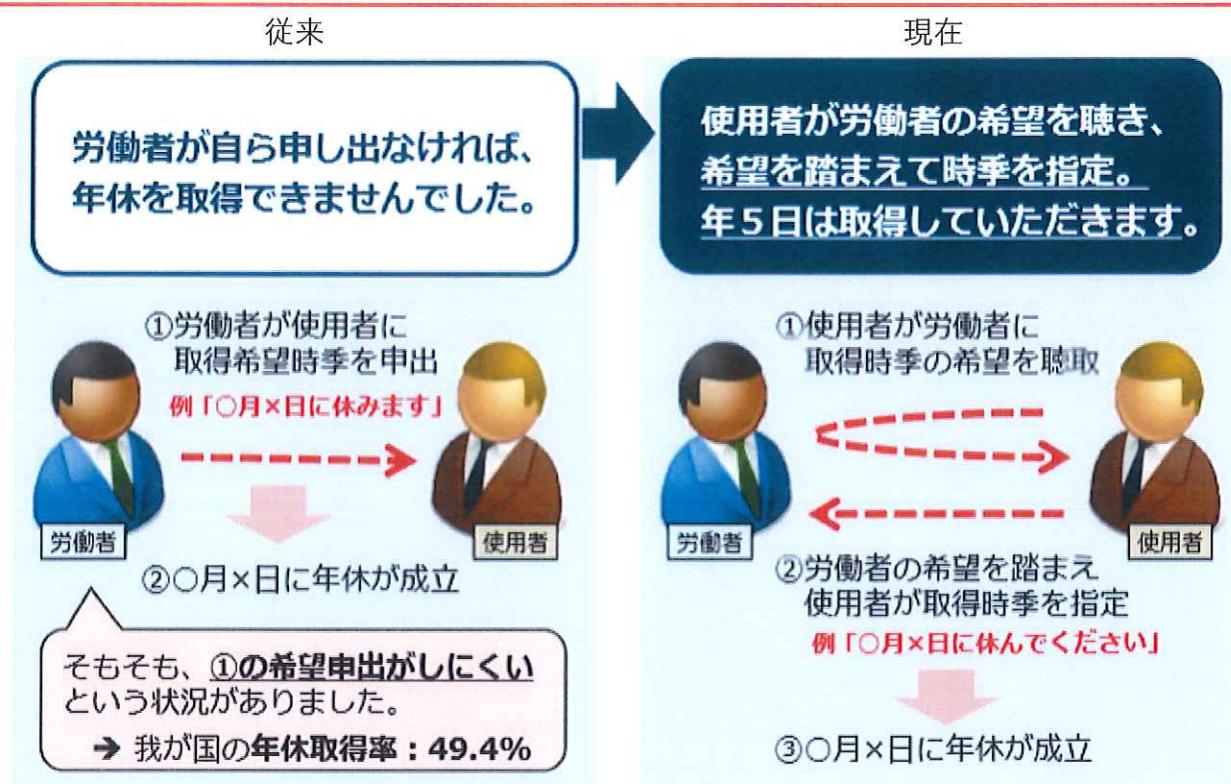
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 ( 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間 )	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

	1か月の時間外労働 ( 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間 )	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

#### ④ 年5日の年次有給休暇を取得させることが、企業に義務付けられました

2019年 4月から適用中



#### ◇その他

##### ⑤フレックスタイム制度の見直し(2019年4月1日)

- ・ 清算期間1か月から最長3か月へ
- ・ 清算期間が1か月超の場合、監督署へ届出

##### ⑥高度プロフェッショナル制度創設(2019年4月1日)

- ・ 労働基準法の労働時間、休憩、休日、深夜割増規定の適用除外
- ・ 対象「高度の専門的知識等…金融商品の開発業務 アナリスト、エカルタリスト、研究開発業務
- ・ 要件：書面による合意、年収1,075万円以上等

##### ⑦労働者の健康確保(2019年4月1日)

- ・ 一般労働者（管理監督者含む）  
時間外・休日労働が月80時間超 + 申出 = 医師の面接指導を義務化（罰則なし）
- ・ 産業医に情報を提供する  
(常時50人以上の労働者を使用する事業場)  
⇒ 時間外・休日労働が月80時間超の労働者の氏名及び労働時間を提供
- ・ 産業医の周知（就業規則等と同様）  
申出方法、情報の取扱い等見やすい場所へ掲示

##### ⑧労働時間把握の義務(2019年4月1日)

- ・ 対象者：全労働者  
健康障害防止の為（労働安全衛生法上）
- ・ 勤務間インターバル制度にかかる努力義務  
インターバル制度：前日の終業時刻と当日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保する制度  
労働時間等設定改善法改正(2019年4月1日)

##### ⑨中小企業の同一労働同一賃金

(2021年4月1日)

- ・ 正社員、パート社員、有期契約社員、嘱託社員などの間において
- ①差別的取扱いの禁止（均等）
- ②不合理な労働条件の禁止（均衡）
- ③待遇差の内容・理由等の説明義務化
- ・ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律  
(パート労働法)
- ・ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律  
(パート・有期雇用労働法)

## ◆ 消費税増税について

10月からの消費税増税時期が近づいてきました。既に対策等は済まされていることと存じますが、改めて内容をご確認ください。

①2019年10月より **消費税率が10%** に引き上げられる。 酒類・外食は10%  
消費税7.8% 地方消費税2.2%

②右の**特定品目**は **軽減税率 8%** → 飲料食品（酒類・外食を除く）と、新聞は 8%  
(週2回以上発行で 定期購読の 紙の新聞に限る／電子版は10%)  
消費税6.24% 地方消費税1.76%

※「外食」の定義

「外食にあたらない」→ 8%の軽減税率	「外食該当」→ 標準税率10%
牛丼・ハンバーガー店 テイクアウト	店内飲食
コンビニ 弁当・惣菜	イートインコーナーでの飲食
イートインコーナーでも、持ち帰りとして 販売されるときは軽減税率を適用	例:トレーにのせて座席まで運ばれる 返却の必要がある食器に盛られた食品
屋台・フードコート 屋台で軽食 (いすやテーブル等の飲食設備がない場合)	フードコートでの飲食
給食・ 有料老人ホーム等での※飲食、学校給食	
ケータリング等 ※ 1食あたり640円以下かつ一日の累計額が1,920円まで	ケータリング・出張料理等
そば屋・ピザ屋 出前・宅配	店内飲食

③経過措置 … 2019年10月1日適用開始日をはさみ行われる一部の取引は、改正前の税率を適用する経過措置があります。（請負工事や資産の貸付など）

### 1. 旅客運賃等

2019年10月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金のうち、2014年4月1日から9月30日までの間に領収しているもの

### 2. 電気料金等

継続供給契約に基づき、2019年10月1日前から供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、2019年10月1日から10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの

### 3. 請負工事等

2013年10月1日から2019年3月31日までの間に締結した工事(製造を含みます。)に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。)に基づき、2019年10月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等

#### **4. 資産の貸付け**

2013年10月1日から2019年3月31日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、2019年10月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合(一定の要件に該当するものにかぎります。)における、2019年10月1日以後に行う当該資産の貸付け

#### **5. 指定役務の提供**

2013年10月1日から2019年3月31日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約(割賦販売法)に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供(\*)に係るものをいいます。)に基づき、2019年10月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供

\*「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。

#### **6. 予約販売に係る書籍等**

2019年4月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を2019年10月1日前に領収している場合で、その譲渡が2019年10月1日以後に行われるもの  
※軽減税率が適用される取引については、本経過措置の適用はありません。

#### **7. 特定新聞**

不特定多数のものに週、月その他の一一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が2019年10月1日前であるもののうち、その譲渡が2019年10月1日以後に行われるもの  
※軽減税率が適用される取引については、本経過措置の適用はありません。

#### **8. 通信販売**

通信販売より商品を販売する事業者が、2019年4月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、2019年10月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って10月1日以後に行われる商品の販売  
※軽減税率が適用される取引については、本経過措置の適用はありません。

#### **9. 有料老人ホーム**

2013年10月1日から2019年3月31日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約(入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものにかぎります。)に基づき、2019年10月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、10月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供

#### **10. 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に規定する再商品化等**

家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を2019年10月1日前に領収している場合(同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。)で、当該対価の領収に係る再商品化等が2019年10月1日以後に行われるもの

## ④経理処理

売上 または 仕入れに関する取引の中で、標準税率 と 軽減税率の2つの税率が混在します。このため、標準税率 と 軽減税率を区分する 経理処理が必要です。

飲食料品を扱う事業でなくとも、日々の売上げ・仕入れ・経費・申告すべてにおいて、複数税率に分けた記帳が必要です。

軽減税率の対象になる商品やサービスの売り上げがない場合も、会議費や交際費などで飲食料品を購入する経費があります。

なお、仕入れ税額控除ができる要件に満たない請求書での仕入れ等の支払いは、支払い消費税の控除ができません。要件を満たす請求書については下記の発行対応が必要です。

1 … 2019年10月1日から2023年9月30日まで「 区分記載請求書等保存方式 」で

請求書は従来の記載事項に加え、「 ①軽減税率の対象品目である旨 」および「 ②税率ごとに区分して合計した税込金額 」の 2点 の追加が必要となります。

請求書に記載 → ① ○○は 軽減税率8%適用対象  
② 10%対象/税込金額 ○○円  
8%対象/税込金額 ○○円 と記載

2 … 2023年10月1日からは「 適格請求書等保存方式(インボイス方式) 」で

請求書には、「①軽減税率の対象品目である旨」および「③税率ごとに区分して合計した金額(税抜き/税込 いずれか明記)および消費税額」「④適格請求書発行事業者の登録番号」の記載が必要となります。

請求書に記載 → ① ○○は 軽減税率8%適用対象  
③10%対象額 ○○円(税抜き/税込) 10%消費税 ○○円  
8%対象額 ○○円(税抜き/税込) 8%消費税 ○○円  
④適格請求書発行事業者登録番号 ×××-×××××× と記載

## ⑤適格請求書発行事業者としての登録

適格請求書発行事業者の登録は、2021年10月1日から申請受付開始の予定です。

法人のマイナンバーではなく、別途 税務署長あて申請します。

※ 適格請求書発行事業者として登録した課税事業者のみ  
適格請求書等を交付できます。(インボイス方式に対応できます)

※2023年10月1日より、適格請求書発行事業者登録制度の登録を受けた課税事業者は、取引の相手方(課税事業者)から求められた場合の適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます。

経理処理や適格請求書発行事業者など、**消費税増税の対応について**は  
**税理士にご相談、または税務署にてお尋ねください。**

万一、免税事業者とのお取引がある場合、または、会員様自身が免税事業者の場合、影響が大きいと考えられます。

## ◆ 令和元年度 助成金の申請期限について ご注意

2019年 2月～5月 の実施分は **申請受付 終了しました**

【トラック協会の助成金 申請期限】助成申請が可能となる起算日から **3ヶ月以内** です

**R1年6月以降に導入されたものは 3ヶ月以内に速やかに申請してください**

起算日(支払日・車検証等の日付)から「3ヶ月後の同日」を申請期限とします。

- \* 郵送での提出は、『〆切日の消印有効』です。但し土・日・祝日の場合は、翌日までを対象
- \* 直接持参にて提出いただく場合、土・日・祝日などトラック協会の休業日が〆切日となる場合は、翌営業日まで受付を致します。
- \* 予算に達した時点で、受付は終了させていただきますので、ご了承ください。

**重要**

※ 申請期限内に申請いただかないと受付できません。ご注意下さい。(詳細はHPをご覧下さい)

但し、最終締切日 令和2年1月31日に限り申請書は必着とさせていただきます(一部を除く)

**各種助成事業の進捗状況はホームページをご確認ください。**

## ◆ 国交省 低公害車導入助成 受付開始

国交省の低公害車導入助成の受付が、9月2日(月)～9月27日(金)迄の期間で始まりましたので、お知らせします。導入を検討中の方は、受付期限までに申込みをしてください。

詳細は、三重県トラック協会のホームページ 又は 国交省のホームページをご参照ください。

三ト協のホームページ <http://www.santokyo.or.jp/> 国交省のホームページ [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk1\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000003.html)

## ◆ クーラー・ヒーター導入助成 《予算残額 1,010万》 9/4現在

クーラー・ヒーター導入助成については、予算に余裕がありますので、ぜひご活用ください。

環境対策事業の一環として、アイドリングストップ促進の為、蓄冷式クーラー・車載バッテリー式冷房装置・外部電源式冷房装置・エアヒーター・温水ヒーターの導入費用の一部を助成します。

【助成対象】 三重県内の営業所に配置の事業用貨物自動車に取付け、R1.6～R2.1.31以降に支払い等(一括購入・割賦購入・リース)が完了しているもの。

【申請期間】 R2. 1. 31まで (予算枠に達した場合、受付を終了します)

【助成金額】 [装置単価(取付費用を除く) - (国+その他の補助金)] × 1/3  
(消費税抜き・千円未満切捨て)

【申請書類】 導入及び支払い完了後に協会へ申請

- ①助成申請書
- ②内訳書
- ③請求明細書(写)但し、リース・割賦の場合は見積書(写)
- ④下記のいずれかのもの (車番が確認できること)  
一括購入⇒ 領収書(写)又は振込通知書(写)  
割賦購入⇒ 領収書(写)又は割賦販売契約書(写)  
リース ⇒ リース契約書(写)
- ⑤商品の概要等がかるもの (パンフレット等)

【上限】  
1台につき6万円  
但し、それぞれ1社につき保有台数  
(被牽引車を除く) まで

③はメーカー、型式、装置単価、台数がわかるもの

※機器の指定はありません

## ◆ 名古屋高速お客様満足度調査へのご協力のお願い

名古屋高速道路公社では、皆様のニーズに基づいた改善や施策を進めるため、お客様満足度調査(アンケート)を実施します。皆様のご意見・ご要望をお寄せいただきますようお願いいたします。

別添の封筒内の、アンケート用紙にご記入していただき、同封筒で投函してください。

この調査はインターネットでも回答できます。<http://www.nagoya-expressway.or.jp/>

<アンケート問合わせ先>名古屋高速お客様センター 電話 052-919-3200(平日9:00～17:00)

## ◆ 消費税増額による会館貸出料金及び 物品販売料金の変更について

この度、消費税が10%になることに伴い、下記の通り会館貸出料金を変更します。

**会館貸出** 改訂日時 令和元年10月1日(火)以降の会館貸し出しから対象

**参考金額**

○ トラック会館(津) 3階大集会室(平日・1日) 旧10,000円 → 新10,200円  
○ 北部SC(四日市) 研修室前面 (平日・1日) 旧 6,000円 → 新 6,100円

上記掲載金額については一部です。各SC使用料金も改定しておりますので会館の使用を希望される場合ご注意ください。

尚、運転日報も今後金額を変更予定です。決まり次第HPでお知らせ致します。

**参考金額**

○ 運転日報 旧280円 → 新価格に変更予定  
○ 定期点検記録簿 旧150円 → 150円(変更なし)

詳細については三重県トラック協会 総務部までご連絡ください。

## ◆ 水害統計調査へのご協力のお願い(県土整備部河川課)

県土整備部河川課より令和元年の水害統計調査の協力依頼がありました。詳しい内容については次ページをご確認ください。尚、本調査にご協力頂ける事業者様につきましては直接下記へお問合せください。

<水害統計調査問合わせ先> 三重県県土整備部河川課 中井氏 TEL 059-224-2682

## ◆ 社員教育用の DVDの貸し出し



教材用DVDの貸出しをしております。  
社員研修・安全教育などにご活用下さい。

貸出しタイトル一覧表 及び 貸出申込書は  
三重県トラック協会のホームページからダウンロードしご覧下さい。



<http://www.santokyo.or.jp/> の会員向けコンテンツ『社員教育用DVD貸出』をクリック

## ◆ 会員様の所在地変更等

桑員支部  
北勢支部

長良通運(株)  
浅井東海物流(株)  
(株)オーバルネットワーク

代表者名/藤村 幹男  
代表者名/相田 宏之  
住所/〒513-0013 鈴鹿市国分町458-3  
TEL/059-389-6635 FAX/059-389-6645

南勢支部

ロジトライ中部(株)  
小林商運(株)

代表者名/鈴木 博美  
代表者名/小林 みゆき



# 水害統計調査への協力のお願い

三重県国土整備部河川課

「水害統計調査」は、洪水、内水、高潮、土石流等により、公益事業等施設、個人・法人が所有する一般資産及び河川、道路等の公共土木施設に発生した被害の実態を把握し、治水に係る各種行政施策の実施に必要な基礎資料を得ることを目的として国土交通省が行っております。

公益事業等水害統計調査は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に発生した水害による被害の実態を全国にわたって調査する「水害統計調査」の一部として、公益事業等が水害により被った物的被害額及び営業停止損失額等を把握する調査です。

職務御多忙中に誠に恐縮ですが、公益事業等水害統計は水害防止を図るために行政上の諸施策に資する貴重な資料となるものとなります。今後における水害の発生の防止を図るためにも、本調査にご協力をお願いします。

ご提出いただいた調査票は、都道府県において取りまとめの上、国土交通省において全国集計いたします。調査票は、この集計以外に使用されることはありません。

該当する被害が発生した場合に、調査にご協力いただける事業者様は、恐れ入りますが、調査期間中に「被害内容」と「水害統計調査にご協力いただける」旨のご連絡を下記へお願いします。  
連絡を頂き次第、調査票と記載の手引きをお送りいたします。

三重県 県土整備部 河川課 事務担当：中井  
TEL：059-224-2682、FAX：059-224-2684

## 【調査内容】

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に生じた水害により、三重県内において公益事業等が被った有形固定資産（土地及び建物を除く。）の物的被害額、営業停止損失額、営業停止期間及び営業停止数量について

## 【調査対象の「水害」とは】

この調査での「水害」とは下記の事象とし、その規模の大小を問いません。

- ① 河川（排水路、用水路、下水路等を含みます。）に係る洪水、内水等
- ② 海岸に係る高潮、津波等
- ③ 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等

## 【令和元年水害統計スケジュールと流れ】

